令和８年度版

更新：令和8年9月10日

法第４３条第２項第２号許可スケジュール

		所要期間（目安）
①現地調査の依頼	ご相談内容を伺い、相談票をご提出いただいた上で現地調査を行います。 ◇必要書類：『相談票』『案内図』『公図写』『登記事項証明書等（発行日が３か月以内のもの）※』『土地・建物所有者一覧表 ※』 ※**相談地とその周囲（相談地に隣接する敷地、通路部分、通路に接する敷地等）の土地と建物の情報**が必要です。	
②現地調査	立ち会いの必要はありません。	１ヶ月程度
③庁内協議	現地調査後、許可の可能性について方針を検討します。 なお、庁内協議の内容によっては既定の所要期間より日数がかかります。	
④検討結果のご案内	検討結果や許可の方針、許可条件等について担当からご説明いたします。	
⑤会議資料作成	許可の方針等に基づいて、プランの検討や協定図の作成等を進めていただきます。許可申請時期や建築計画等について事前にご相談ください。	プラン検討
⑥エントリー	案件検討会議や建築審査会の準備がございますので、申請予定の場合は「⑦会議資料提出期限」の**2週間前までに**一度ご連絡ください。 概要把握のため、**会議資料のたたき台の提出**をお願いいたします。	
⑦会議資料提出	**会議資料を下記期日までに PDF データ**でご提出ください。	３週間程度
⑧案件検討会議	関係各課を交えて、建築審査会に向けた事前会議を行います。	
⑨許可申請	案件検討会議の翌日から**建築審査会開催日の８営業日前までに**手続きを行ってください。許可申請手数料は１件につき **36,000 円**です。	３週間程度
⑩建築審査会	**開催日の７日前までに資料６部**をご提出ください（※一括同意基準に該当する場合は不要）。なお、会議資料は建築審査会終了後、ご返却します。	
⑪許可書交付	建築審査会において同意された案件については、消防同意後、決裁手続きの上、許可書を交付いたします。なお、許可書交付時期は、建築審査会の同意から概ね**３週間後**です。	３週間程度
⑫工事完了届提出	完了検査前に**特定行政庁へ工事完了届の提出**が必要です。**分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出してください。**	

⑦会議資料提出期限	⑧案件検討会議	⑩建築審査会
令和８年　３月　４日	令和８年　３月２５日	令和８年　４月１５日
４月１５日	５月　８日	５月２７日
５月２７日	６月１７日	７月　８日
７月１５日	８月　５日	８月２６日
８月１９日	９月　９日	９月３０日
９月３０日	１０月２１日	１１月１１日
１１月１１日	１２月　２日	１２月２３日
１２月２３日	令和９年　１月１３日	令和９年　２月　３日
令和９年　２月　３日	２月２４日	３月１７日

【お問い合わせ先】
開発指導課建築許可係　TEL：０３－３８８０－５９４４（直通）　MAIL：kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp
FAX：０３－３８８０－５６１５

更新：令和8年9月10日

手続きフロー

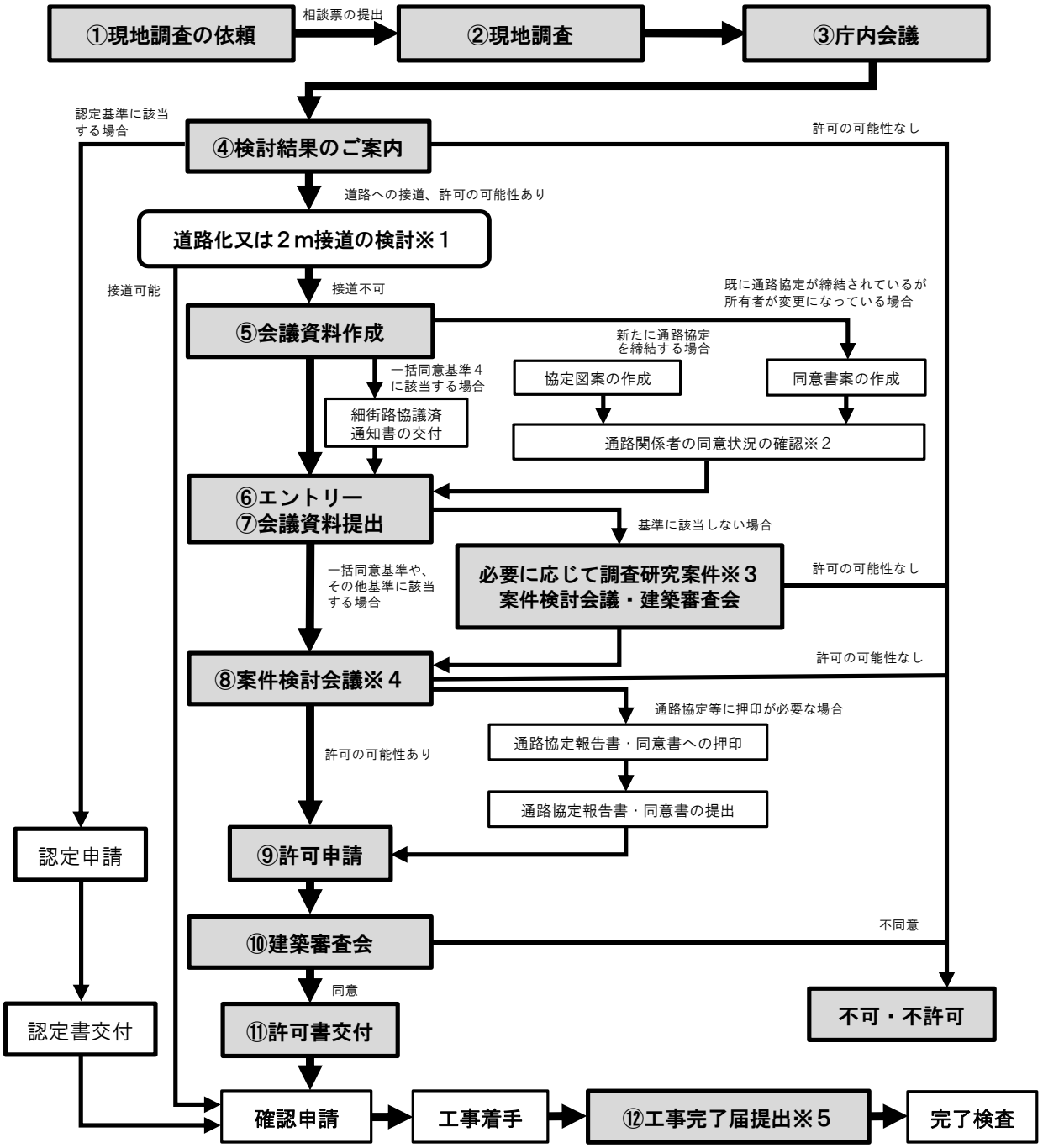

※１　道路化とは位置指定道路にする等、前面通路を建築基準法上の道路に位置付けることです。検討結果についてはご報告ください。

※２　同意状況によって許可条件が異なる場合は、事前に通路関係者の同意状況を確認してください。

※３　敷地の分割を伴うものや基準には該当しないが許可の可能性を有するもの等、案件によっては許可申請前に建築審査会に意見を求める場合があります、この場合、通常よりかなり時間がかかります。

※４　案件検討会議において、建築計画の変更や通路協定図の修正が必要になる可能性があります。そのため、通路協定等への押印は案件検討会議後にお願いします。

※５　完了検査前に**特定行政庁へ工事完了届の提出**が必要です。**分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出してください。**